

(報道発表資料)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



令和6年11月12日

京都市保健福祉局

担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

電話：075-213-5871

特別養護老人ホームの指定管理者の候補となる団体の選定結果

京都市では、「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、特別養護老人ホーム（令和7年4月1日管理開始予定）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）について、公募を行い、学識経験者等で構成する京都市保健福祉局指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における意見聴取の結果、指定候補者を選定しました。

なお、選定された指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を令和6年11月市会に付議し、可決された場合、指定期間開始時から本施設の運営に当たります。

1 対象施設

施設名称	所在地	開所年月
京都市菊浜特別養護老人ホーム ※	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	令和7年4月

※ 老人短期入所施設からの転換となります。

2 指定候補者対象施設

施設名称	指定候補者	主たる事務所の所在地
京都市菊浜特別養護老人ホーム	社会福祉法人 洛東園 理事長 五十部泰至	京都市東山区本町十五丁目794番地

3 指定期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日

4 選定委員会委員（五十音順、敬称略）

氏 名		役 職 等
委員長	のむら ゆみ 野村 裕美	大学教授
委 員	さ さ き みちたか 佐々木 道高	市民公募委員
	なかはら たかひろ 中原 孝博	公認会計士
	はやみ さとこ 速見 智子	弁護士

5 選定の概要

「京都市菊浜特別養護老人ホーム指定管理者募集要項」に基づき、全ての応募団体について評価し、指定候補者として最もふさわしいと評価された団体を選定しました。

(1) 選定理由について

京都市保健福祉局指定管理者選定委員会において、応募団体の運営実績、応募施設の運営理念、事業計画、施設運営体制、経営管理計画及び危機・安全管理等の審査基準に沿って総合的に評価し、選考を行いました。その結果、次の理由により指定候補者とするにふさわしい団体であると評価されました。

(選定委員による評価)

京都市菊浜特別養護老人ホーム（選定団体：社会福祉法人洛東園）

(ア) 運営実績

- ・ 豊富な運営実績を活かし、細かな組織構築、運営が図られています。定例開催の会議も多く設けられ、特に、管理部会議、管理職会議については、週1回の開催とされている等、大きな組織の中で、緊密な連携が図られている点は評価できます。
- ・ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度や2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度などの外部評価取得への取組を実施していますが、このような取組は大切なことだと思うので、今後も外部基準を満たすさらなる取組を望みます。

(イ) 事業計画

- ・ 全般的に適切な法人・施設運営をされ、個別ケアの推進、安定経営のための収益確保、職員の処遇改善の取組等、評価できます。
- ・ 個別ケアを推進し、サービスの質の向上を図っておられます。PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）の機能訓練指導員によるリハビリも推進してもらえればよりよくなると思います。

(ウ) サービス向上に関する選定委員会からの意見

- ・ 入職時の研修においてサービスの質の向上についての方針の周知を図っている点が評価できます。さらなる取組として、個々の職員への研修内容の定着の程

度の確認、評価を実施することで、サービスの質の均一な確保、向上が可能になると思われます。

- ・ 事故防止や苦情にも十分対応されています。軽微なことも報告を受け対応できる体制もできていますが、さらに進めてもらえればと思います。

(2) 審査結果一覧

審査結果については以下のとおりです。

京都市菊浜特別養護老人ホーム

審査項目		配点	応募法人
大項目	中項目		社会福祉法人 洛東園
運営実績 (申請法人の状況)	1 法人の運営実績及び組織内連携等	10	7.75
	2 法人の運営管理体制	26	21.25
	小計	36	29.00
事業計画 (応募施設の状況)	1 応募施設の運営理念	8	7.75
	2 応募施設の事業計画	18	18.00
	3 応募施設の施設運営体制	12	12.00
	4 応募施設の経営管理計画	12	12.00
	5 応募施設の危機・安全管理	20	20.00
	6 上記以外で特にPRしたい内容	—	—
	小計	70	69.75
合計		106	98.75
合計得点（百分率表示） ※小数点第2位を四捨五入		100	93.2

注 指定管理者を選定することを目的として、選定委員会で検討した選定基準に基づき評価した結果であり、応募団体の経営状況やサービスの質の格付けを意味するものではありません。